

第4号議案 2021年度事業計画

I 2021年度 基本方針

薫風の候、会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。昨年度はコロナ禍の中、感染予防を図りつつ、各委員会や支部の方々が中心となって様々な研修会や講習会等を行っていただき、多くの会員等に対してソーシャルワークの知識や技術の学び、仲間づくりなどの機会をつくっていただきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、会全体では事業収益等の減少があったため、できるだけ管理費の抑制等に努めました。

今後も厳しい状況が続くことが予想されます。現在、新たな環境に適応していくため、事務局や支部機能の強化、部会委員会の見直し、ICTの活用等に取り組んでいきます。

今年度は、委託事業等の安定運営、委員会や支部活動の充実、それを支える執行部や事務局体制の盤石化を図り、多くの方々にソーシャルワークを通じて安心感や喜び、自分の成長を感じられる組織づくりを目指します。

会員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<重点目標>

- 1 会員支援の充実を図ります。
 - (1) 支部活動等により、会員同士が交流できる機会をつくります。
 - (2) 「社会福祉士の行動規範」改定にあたり、会員の資質向上や実践力強化につながる研修等を開催します。
 - (3) ZOOM等を活用し、オンライン会議や研修ができる環境を整備します。
- 2 入会促進及び退会抑制に取り組めます。
 - (1) パンフレット等にて周知啓発を行います。
 - (2) プロジェクトチームをつくり、総合的に働きかけを行います。
- 3 2022年度スタートに向けて、本会の組織体制再編に取り組めます。
- 4 重層的支援体制構築事業に、社会福祉士が活用されるよう取り組めます。
 - (1) 各地区のソーシャルワーク実践の共有や充実を図り、周知啓発を行います。
 - (2) 県内の行政、ひきこもり支援団体、その他の関係機関等との連携を図ります。
- 5 災害福祉の推進等を図るため、県外の関係団体等と広域連携に取り組めます。

Ⅱ 事業

1 委託事業

〈三重県地域生活定着支援事業〉… 三重県地域生活定着支援センター

2021年度も三重県からの委託を受け、高齢や障がいのある人で必要な方には福祉の支援を行い、そのうえで、犯罪のない安定した生活を営めるようにすることを目指します。

(1) コーディネート業務

支援対象者のニーズを把握して、できるだけ多くの面接を行い、受け入れ施設や地域との協力体制を築きます。

(2) フォローアップ業務

矯正施設退所後、福祉施設等に受け入れされた支援対象者に対して継続支援を行っていきます。

(3) 相談支援業務

矯正施設に入所した人に限らずに、起訴猶予や執行猶予で釈放された人への福祉支援を行います。

(4) 福祉支援機関や福祉行政機関等との連携

困難事例の取り組みや課題解決のため、ネットワークを広げ連携強化に努めます。

(5) 司法と福祉の委員会との協働

当会の会員に向けた啓発活動に努めます。

(6) 安定したセンター運営

職員の健康管理を図り、支援力向上のため研修等により能力開発に努めます。

〈地域医療介護総合確保基金に係る事業〉… 権利擁護センターぱあとなあみえ

〈三重県地域権利擁護支援研修事業〉… 高齢者・障がい者福祉委員会 地域包括支援センター委員会

Ⅲ 委員会事業計画

1 <基礎研修委員会>

(ミッション)

(1) 社会福祉士としての実践力向上・確保のために基礎研修を開催します。

(2) 基礎研修修了者が基礎研修事業へ参画する機会を広げ、会員の繋がりを広げます。

(具体的取組み)

(1) e-ラーニング、ZOOMを導入した基礎研修の開催

(2) 基礎研修演習時のファシリテーターの調整

- (3) 基礎研修修了者の基礎研修事業への参加機会の充足
- (4) 支部研修活動の支援
- (5) コロナ禍での研修体制の検証

2 <スーパービジョン委員会>

(ミッション)

会員の人材育成・資質向上と社会福祉士のアイデンティティの確立を目指します。スーパービジョンにより、スーパーバイザーの実践学習と専門職としての知識と技術の習得を支援し、スーパーバイザーとなる社会福祉士が次に掲げる事項を獲得することを目的とします。

- (1) 社会福祉士としてのアイデンティティを確立する。
- (2) 所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする。
- (3) 専門職として職責と機能が遂行できるようにする。

(具体的取組み)

2021年度、認定社会福祉士認証・認定機構が定めたスーパービジョンの枠組み（認定社会福祉士制度 スーパービジョン実施要綱）に基づきスーパービジョンを実施します。

3 <権利擁護センター ぱあとなあみえ>

(ミッション)

社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度等の権利擁護に関する事業を行います。（ぱあとなあみえ運営要綱より）

(具体的取組)

- (1) 成年後見人等の受任者の推薦・支援、相談事例の協議
(月1回、第2土曜午前を基本として運営委員会開催)
- (2) 成年後見人等の受任者の支援
 - ・事例検討会
 - ・成年後見継続研修等の研修の実施
 - ・ぱあとなあ活動報告書のチェック
 - ・各受任者への個別相談等の実施
 - ・HP活用や通信の発行による情報共有
- (3) 成年後見研修事業
 - ・人材育成研修
 - ・名簿登録研修
- (4) 令和3年度地域医療介護総合確保基金に係る事業の実施
 - ・成年後見申立支援研修
 - ・親族後見人支援研修
 - ・福祉関係専門職向け研修

(5) 成年後見制度について市町との意見交換会

成年後見利用支援促進に向けての働きかけを実施

(6) 後見事務のあり方、個別支援者のマニュアル作成など研究事業の実施。

事業名	実施予定日	会場・場所	予定参加者数
成年後見継続研修	6月12日(土) 2月12日(土)	三重県社会福祉会館	各30名
成年後見人材育成研修	8月7日(土) 9月4日(土) 10月2日(土) 11月6日(土)	//	各15名
成年後見名簿登録研修	12月18日(土)	//	各15名
事例検討会	7月～3月にかけて	北勢・津・伊賀・松阪・南志・紀州	各30名
成年後見利用促進に係る市町訪問	時期未定	各市町	委員2名
ばあとなあ運営委員会	毎月第2土曜	三重県社会福祉会館	委員20名
都道府県ばあとなあ連絡協議会参加		東京	委員2名
成年後見申立支援研修	11～12月(2回)	四日市・松阪	各40名
親族後見人支援研修	9～11月(3回)	会場未定	各40名
福祉専門職向け成年後見制度研修	時期未定		各40名

4 <高齢者・障がい者虐待防止委員会>

(ミッション)

高齢者・障がい者虐待防止を推進するため、会内外の各関係機関との情報共有や連携・協働を図り、継続的に研修や実践活動を行うことで、県内における虐待防止力の向上と社会福祉士(会)の専門性、存在感、認知度を高めていきます。

(具体的取組み)

- (1) 高齢者・障がい者虐待防止(以下、「虐待防止」という。)を推進するため、三重県・三重弁護士会と定期的な連絡会議を開催し、連携促進を図ります。
年3～4回程度開催(ZOOM参加あり)
- (2) 高齢者・障がい者虐待防止チーム(以下、「チーム」という。)の活動を促進するため、チームに本会会員の社会福祉士を推薦します。また、各市町からチームに社会福祉士の派遣依頼があった時には、必要に応じて後方支援を行います。
- (3) 虐待防止に関する必要な知識及び技術を習得するため、日本社会福祉士会主催の会議や研修(虐待防止アドバイザー研修等)への参加者推薦、勉強会

等を開催します。

- (4) 虐待防止に関する必要な知識及び技術を習得すると共に会員相互の交流を図るため三重県社会福祉士会主催の会員向け研修会を開催します。
- (5) チームと契約した市町担当者を対象に、虐待防止に関する情報共有を図り、県内の虐待防止力の向上を図ります。

5 <高齢者・障がい者福祉委員会>

(ミッション)

- (1) 三重県からの委託事業である「介護施設等における権利擁護推進員養成研修」の受託、企画、運営を行います。

超高齢社会の現在、高齢者の誰もが安心して住み慣れた地域で生活していくために、家族による介護だけでなく介護施設従事者による施設での介護も、地域の福祉資源として大変重要視されています。その一方で、介護施設従事者による高齢者虐待の件数は年々増加してきており、全国的な問題となっています。

そこで、高齢者虐待防止法の理解の上に立ち、利用者の権利擁護を念頭においた介護施設従事者の介護現場でのより良いケア方法を関係者間で情報共有し支援の質を高めるため、高齢者の権利擁護の推進の取り組みを指導できる人材を育成することを目的とします。

- (2) SWカフェの開催。

講師を招いた研修会ではなく、参加した皆さん同士で高齢福祉・障がい福祉について意見を交わし、交流を深めてもらうための集いの場を提供し、「会員同士で気軽に意見交換できる」「人脈を広げる」ことを目的とします。

- (3) 高齢福祉分野、障がい福祉分野で働いている会員が参加でき、活躍できる場を提供します。

(具体的取組み)

- (1) 2021年度地域権利擁護支援研修事業

「介護施設等における権利擁護推進員養成研修」

8月31日(火)、9月30日(木)、11月30日(火)

- (2) SWカフェ

高齢者・障がい者のサービスや制度の理解等をテーマにした交流の場の設定

- (3) 定例委員会

年7回開催(集合にて2回、ZOOMにて5回)

6 <地域包括支援センター支援委員会>

(ミッション)

三重県健康福祉部長寿介護課からの受託事業として地域権利擁護支援研修を企画運営することで、県内福祉関係者に権利擁護に関する普及啓発を行うと共に、市町・地域包括支援センターの虐待防止対応に関する知識、技術の向上を目指し、ネットワークの拡充を図ります。また、地域包括支援センターが現状抱える問題

を把握し、研修を企画運営して解決を図り専門性を高めていきます。

(具体的取組)

- (1) 受託事業である地域権利支援研修の企画・運営(年4回)
 - ・市町管理職・担当職員研修
 - ・権利擁護普及啓発研修
 - ・現任者専門研修
 - ・相談等事業
- (2) 地域包括支援センター職員への課題の聞き取り及び研修の企画・運営
- (3) 高齢者虐待対応現任者標準研修の講師養成研修受講者の推薦
- (4) 定例会を開催して情報の共有化を図り、地域包括支援センターに関する課題等を検討します。(およそ月1回)

7 <子ども家庭委員会>

(ミッション)

子どもとその家庭を取り巻く様々な社会的問題に着目し、会内部に対してだけではなく、会外部の各関係機関や地域社会に対して継続的に研修会や調査などを行い発信していくことで、児童分野における社会福祉士(会)の専門性、存在感を高めていきます。

(具体的取組み)

- (1) 継続して行っている「はじめてのスクールソーシャルワーク研修」を開催
今年度は虐待防止に関する講義を加えて、開催時期を早めて児童虐待防止月間にあわせて開催します。
- (2) ヤングケアラーに関する追加調査
調査に当たっては、会員だけではなく他の専門職団体や教育関係者など会員外も含めて対象とします。
- (3) 委員会を月1回程度開催(原則第2土曜、ZOOM開催あり)。

8 <司法と福祉の委員会>

(ミッション)

福祉的支援を必要としていながら支援の網の目からこぼれてしまい、生きづらさ故に罪を犯してしまう人の支援について会員の学びを深めます。

また、法務省や教育委員会等の関係機関と連携して社会への啓発を行い、ソーシャルインクルージョンの促進に資するよう努めます。

(具体的取組み)

- (1) 会員向け研修として三重ダルク見学会をリモート開催。
- (2) ごく基礎的な司法福祉研修をリモート開催。
- (3) 隔月で委員会をリモート開催。

9 <災害福祉委員会>

(ミッション)

- ・委員会で情報交換や課題の把握を行い、今後の活動についての協議を行います。
- ・県内の被災時に本会会員が担っていくための組織化について事務局と共に協議をしていきます。
- ・東海四県及び北陸三県と連携を図りながら組織力の強化を事務局と共に図っていきます。
- ・三重県災害福祉支援ネットワークの一員として情報を収集し、会としてできることを事務局と共に協議していきます。

(具体的取組み)

- (1) オンライン形式による災害福祉研修会の企画・運営（年2回開催）
- (2) 委員会を2か月に1度程度開催（オンライン形式も含む）
- (3) オンライン形式による東海四県及び北陸三県交流会の開催
- (4) 三重県災害福祉支援ネットワーク会議の共有および研修会等への参加

10 <独立型社会福祉士支援委員会>

(ミッション)

昨年度の個別ヒアリングを踏まえ、改めて当委員会のミッションについて話し合い、意思統一を図り、存続も視野に含めた対応を考えていきます。

仮に、「常設」や「特別」委員会でなく、必要に応じて他委員会からの要請等による「集まり」と「実践」となった場合、どのように対応するかを協議します。

そのためにズームを使った会議を随時開催し、有意義な結論を出す予定です。

11 <地域福祉相談委員会>

(ミッション)

地域福祉を取り組む社会福祉士の役割と活躍をサポートするとともに、特に重層的支援の必要性の高まりを受けて、本委員会の在り方を検討します。

(具体的取組み)

地域福祉相談支援委員会の在り方の検討と、地域福祉を取り組む会員の情報交換を行います。